花巻市 HANAMAKI

令和２年３月　定例記者会見Ｎｏ１

令和２年３月２５日
２４－２１１１

新型コロナウイルス感染症における花巻市の感染防止対策について

市では新型コロナウイルス感染症対策として２月１８日に花巻市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催、２月２８日には新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止対策を検討、実施してきました。今までの対策の経緯と現在の状況についてご報告いたします。

１．予防対策、市の所管施設、イベント中止・延期等について（健康づくり課）

【マスク及び手指消毒剤の配布について】

市内の高齢者や障がい者の福祉施設、保育園や病院について、マスクや消毒液の不足を早急に調査、不足の場合は市の備蓄から配布しました。さらに窓口や図書館等各施設の職員用にも配布しました。

また花巻青年会議所から消毒液２０缶（１８ℓ）の寄贈を受け、学童クラブ（１６缶）と庁舎（４缶）で使用しました。

庁舎分のうち３缶については不足している保育園への配布を予定しています。

マスクにつきましては、国において布マスクを購入し、保育施設や障がい者、高齢者施設などへ配布するとの方針を示しておりますが、その布マスクが配布されるまでは、市内福祉施設や保育園等で不足するマスクについて、市から可能な範囲で配布する方針です。

マスク：１１，１３１枚を配布
　　高齢者福祉施設　２箇所　550枚、障がい者施設　5箇所　421枚、医療機関　１箇所　800枚、
　　学童クラブ　19箇所　6,900枚、保育園等　13箇所　2,460枚
消毒液：２０リットル（学童クラブ（小学校））
職員用：マスク６，６８５枚、消毒液９６リットル
※いずれも３月１９日時点　市の備蓄数はマスク３８，３６３枚、消毒液　３５４リットルとなっています。

【所管施設の休館等について】

新型コロナウイルス感染症対策本部において振興センター等の貸館施設、各記念館等の文化施設、スポーツ施設、まなび学園等の生涯学習施設を３月２日から３月１９日まで休館を決定、その後、国内の感染拡大の状況を踏まえ休館を３月３１日まで延長しました。

また、各図書館については３月２１日（土）、２２日（日）、２８日（土）、２９日（日）に本の貸出・返却サービス等を実施することを決定しました。

各図書館の本貸出・返却サービス等
・貸出冊数を拡大して実施（本：１人１０冊、ＣＤ・カセット１人５本、ＤＶＤ・ビデオ１人２本）
・貸出期間も４週間に延長して実施

【イベント等の延期・中止について】

新型コロナウイルス感染症対策本部において市及び市関連団体が主催する全てのイベントについて当面の間中止、市が開催する各種会議についても不急のものは延期又は中止を決定しました。今後も感染の状況を踏まえて感染拡大防止を第一に考え、イベント等の中止又は延期を判断したい。

【その他】

新型コロナウイルス感染症の拡大による各種活動等の自粛による地域経済の落ち込みは一部地域に限定されたものではなく、花巻市を含めた全国で同様になっていることから、国の行う雇用調整助成金の特例措置の拡充を望む緊急要望を３月１１日に岩手県市長会等に提出しました。

２．市内の事業者への対応（商工観光部商工労政課、観光課）

【市内経済への影響調査について】

新型コロナウイルス感染症による市内事業者への影響について現状確認をするため、意見交換会等を開催しました。

２月２７日　市内温泉宿泊施設、観光施設、観光バス、花巻観光協会、花巻商工会議所と情報交換会を開催
３月３日～　市職員が市内事業者等を訪問
３月６日～　花巻商工会議所による新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響調査（１５０事業者）
３月９日　　市職員が市内金融機関、花巻公共職業安定所、花巻工業クラブを訪問

影響調査結果　回答：８１事業者
　影響の有無について：「既に影響が生じている」３７事業者「長期化すると影響の懸念がある」３８事業者
　影響の内容について：「受注や売上の減少」６７事業者「イベント中止等による販売機会の喪失」２２事業者
　　「サプライチェーンへの打撃による納期の遅れ」１８事業者

【支援内容の周知について】
　国が行う支援策について情報収集を行い、市のホームページ等で周知するとともに、市内経済団体への情報提供を行いました。

○ 市内経済団体への情報提供：花巻商工会議所、花巻工業クラブ、花巻観光協会
　３月２日　・市内学童クラブの小学校校舎への臨時移転について
　　・新型コロナウイルス拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇について
　　・保育園、幼稚園、認定こども園等の利用について

　３月３日　・資金繰り支援（セーフティネット保証４号・５号追加指定）
　　・感染症の影響を受け休業した事業主支援（雇用調整助成金の特例）
　　・小学校の休校に伴う保護者（従業員）の休暇取得支援

【その他】
　花巻商工会議所の主催による「新型コロナウイルスの影響にかかる施策支援説明会」が３月２４日に開催され、事業者、金融機関など１２０名が参加しました。
　説明会では、国が実施している緊急対応策の中からセーフティネット保証４号、５号及び危機関連保証制度、無利子・無担保融資及びマル経融資の制度、雇用調整助成金の特例制度及び申請にあたっての具体的な手続きの流れや申請書の記載方法について、各関係機関から説明したほか、個別相談会を開催しました。
　個別相談会では、２４名の相談を受け付け、支援制度活用に向けてより踏み込んだ相談が行われました。
　なお、セーフティーネット保証４号、５号及び危機関連保証制度の適応を受けるためには、所在市町村の認定を受ける必要があり、当市では商工観光部商工労政課が窓口となっています。

○新型コロナウイルスの影響にかかる施策支援説明会
　開催日時　令和２年３月２４日（火）午後１時３０分から
　開催会場　ホテルグランシェール花巻
　内　　容　第１部　支援施策説明会（1：30～2：30）
　　①資金繰り支援施策セーフティネット保証について（講師　岩手県信用保証協会）
　　②資金繰り支援施策セーフティネット貸付等について（講師　㈱日本政策金融公庫盛岡支店）
　　③雇用調整助成金の特例措置について（講師　厚生労働省岩手労働局）
　　第２部　個別相談会（2：30～）

３．市内小中学校、幼稚園・保育園・認定こども園等、学童クラブについて（教育委員会）

【市内小中学校の対応について】
　国からの要請を受け、臨時校長会議を開催し３月２日から３月１９日までを臨時休校とすること等を決定しました。

○休校期間について
　臨時休校期間　令和２年３月２日（月）から３月１９日（木）まで
　春季休業期間　令和２年３月２０日（金）から各学校の始業式前日まで（始業式予定日：４月４日～８日）
　※４月３日以降については文部科学省から３月２４日に公表された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（以下「学校再開ガイドライン」という。）」に基づき学校を再開することを前提に検討しています。

○卒業式について
　当初、保護者の出席なしで開催することとしておりましたが、感染防止の専門家から改めて情報を伺い、対策本部で検討した結果、保護者の方が出席できるように、３月２０日（金）から３月２４日（火）までに規模を縮小して実施しました。

○修学旅行について
　１学期中に実施を予定していたものは延期することとし、変更後の実施時期は、９月下旬以降をめどとして検討することとしています。

○部活動等について
　部活動は停止、スポーツ少年団活動及び父母活動等は自粛をお願いしています。
　４月３日以降については「学校再開ガイドライン」に基づき対応を検討しています。

【市内保育園・幼稚園・認定こども園等について】

国からの原則開所を基本とする要請を受け、市内の保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所及び認可外保育施設の教育・保育施設等について、感染の予防に留意しながら開所しています。ただし、市立幼稚園やこども発達相談センター、こどもセンター、子育て支援センターについては感染防止の更なる徹底を図るため臨時休園等事業を縮小して実施しています。

○市立幼稚園

感染防止のさらなる徹底を図るため、３月５日から３月１９日まで臨時休園とし、保育の必要な児童については、自宅で見守りができない場合において預かり保育を実施しました。預かり保育は３月２０日以降も引き続き実施しています。

※新学期については「学校再開ガイドライン」に基づき幼稚園を再開することを前提に検討しています。

○こども発達相談センター

親子教室における集団指導及び小集団指導については、３月４日（水曜）より中止とし、当面の間、電話予約をいただいた方を対象とした個別指導に切り換えています。

※集団指導及び小集団指導については、４月中旬から実施することを検討しています。なお、集団指導については規模を縮小し実施することとしています。

○こどもセンター、子育て支援センター

図書室や遊びのスペースの開放を３月５日（木曜）より当面の間停止しています。なお、電話やメールでの子育て相談は引き続き行うほか、電話予約をいただいた方を対象とした、面談による子育て相談は実施しています。

※図書室や遊びのスペースの開放については、学校の再開に合わせて実施することを検討しています。

【学童クラブについて】

市内の学童クラブにつきましては、各運営団体の協力により、３月２日（月）から長期休暇と同様に、朝から児童の受け入れを実施いただいています。また、学童クラブに登録していない児童についても、保護者の仕事の都合等でどうしても自宅で過ごすことができない児童（小学校低学年を基本とする）についても、必要性に応じて受け入れを行っています。

しかしながら、集団で長時間生活することでの感染リスクを減らす観点から、３月５日（木曜）から、学童クラブの開所場所を市内各小学校に臨時移転し、小学校教員の支援を得て、できるだけ少人数に分けて複数以上の教室を使用して実施してまいりました。

３月２３日（月曜）からは、各学校において登校日が設定され、卒業式や修了式、補習授業等が実施されるほか、学校再開に向けた新学期の準備が行われることから教室の利用が困難となりますが、学童クラブのご理解をいただいたうえで、学童クラブを利用する児童数の状況に応じて、春期休業期間中は小学校施設（体育館、グラウンド、図書室）を利用し、学校施設の利用が困難な場合は本来の施設での開所としております。

また、３月２５日、３月２６日に学童クラブとの打ち合わせを実施し、

①学習時の児童間の距離、向き合って食事をしないこと、換気の徹底、可能な場合は児童もマスクを着用してほしいこと

②春期休業期間中の学校施設の積極的な利用について

③学校再開以降の小学校施設の利用は、休校措置を行う以前の対応となること

について協議することとしています。

【その他】

３月分の学校給食費については、還付（返金）することとし、準備を進めています。還付額及び還付方法など、詳細については、学校における給食会計の実態が異なることから、決まり次第、各学校から保護者へお知らせすることとしています。また、学校給食食材のキャンセルに関する経費は市が負担いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る補助など（３月24日時点の情報です。詳しくは各問い合わせ先へ）

■国民健康保険被保険者資格証明書をお持ちの人の医療費負担

新型コロナウイルス感染症に関しては「帰国者・接触者外来」を設置している保険医療機関と、同感染症に関して処方された保険薬局での支払いのみ、「国民健康保険被保険者資格証明書」の提示で、支払い時の自己負担割合が原則３割負担になります。

【問い合わせ】 本館国保医療課（☎24-2111内線532）

■３月分の学校給食費を還付

臨時休業措置に伴い、期間中に提供できなかった分の給食費は、保護者へ還付します。額や時期などは、各学校から保護者へ連絡します。

※学校給食食材のキャンセルに関する経費は市が負担します

【問い合わせ】 教育委員会学校給食管理室（☎45-1311内線302）

■委託を受けて個人で仕事する人向け支援（個人事業主・フリーランス）

【対象】 ①または②に該当する子どもの世話を行うことが必要になった保護者

①臨時休業した小学校などに通う子ども②新型コロナウイルスに感染または感染した恐れのある、小学校などに通う子ども

※一定の要件があります

【支援額】 １日当たり4,100円（定額）

【問い合わせ】 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（☎0120-603999）

■生計維持や生活立て直しのための特例貸付

①緊急小口資金

【対象】 休業などで収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

【貸付限度限】 10万円（無利子）

※「学校等の休業等の特例」に該当する場合は20万円

②総合支援資金（生活支援費）

【対象】 収入の減少や失業などで、生活に困窮し、生活の立て直しのため貸し付けを必要とする世帯

※自立相談支援事業などによる継続的な支援を受けることが要件

【貸付限度限】 ▶２人以上の世帯…月20万円▶単身世帯…月15万円

①②共通

【問い合わせ】 花巻市社会福祉協議会分室（☎22-7246）

■市・県民税申告相談期間延長

【延長期間】 ４月16日㈭まで

【会場】 まなび学園３階、各総合支所税務会計係

【問い合わせ】 本館市民税課（☎24-2111内線234）、各総合支所税務会計課（大迫 ☎48-2111内線133、石鳥谷 ☎45-2111内線215、東和 ☎42-2111内線253）

■市税などの納税猶予

申請に基づき１年以内の期間に限り、納税期間を延長できます。

※やむを得ない理由があると認められるときは２年以内

【対象】 ▶本人または生計を同じくする親族が新型コロナウイルス感染症にかかったとき▶新型コロナウイルス感染症により事業を休廃止または著しい損失を受けたとき

※延長期間中の延滞金は、その額の２分の１または全額が免除されます

【問い合わせ】 本館収納課（☎24-2111内線244）

■水道料金・下水道使用料などの支払い期限延長

【対象】 ▶生活福祉資金貸付制度などの対象者▶収入が減少し水道料金などの支払いが困難な人

【対象料金】 １月請求分以降

【問い合わせ】 花巻水道お客様センター（☎24-2175）

■農林漁業者への支援

資金繰りが困難になった農林漁業者を対象に、金利引き下げや無利子・無担保での資金繰りを日本政策金融公庫が支援します。

【問い合わせ】 日本政策金融公庫盛岡支店（☎019-653-5121）

■事業主への助成

①雇用調整助成金の特例

【対象】 休業などの初日が１月24日～７月23日で、売上高などが10㌫以上減少した事業主

【助成内容】 ▶助成率…雇用維持に要した経費のうち、大企業２分の１、中小企業３分の２▶上限…対象労働者１人１日当たり8,330円

【問い合わせ】 県労働局職業対策課分室助成金相談コーナー（☎019-606-3285）

②小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

【対象】 年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主

【対象期間】 ２月27日～３月31日

【助成内容】 ▶助成率…10分の10▶上限…１人１日当たり8,330円

【問い合わせ】 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（☎0120-603-999）

■実質無利子・無担保融資「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

【対象】 売上高が20㌫減少した中小企業者または、売上高が15㌫減少した小規模事業者

【問い合わせ】 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（☎0120-154-505）

新型コロナウイルス感染症が心配なときは「帰国者・接触者相談センター」

午前９時～午後５時
※土・日曜日、祝日を除く
県中部保健所（☎22-4952）

24時間対応
県医療政策室
（☎019-651-3175 FAX019-626-0837）